2

事業税

(一) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものの事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第八条の五関係）

(二) 平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成三一年四月一日から平成三二年一二月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第八条の六関係）

(三) 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第九条関係）

(1) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(2) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(3) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(4) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(5) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(6) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(7) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。

(8) 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三六年三月三一日まで延長することとした。

(四) 平成三一年四月一日から平成三六年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(五) 法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第七二条の二四の七及び附則第九条の二関係）

(1) 平成三一年一〇月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすることとした。

イ　資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・四
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・七
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の一

ロ　特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・五
所得のうち年四〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・九

ハ　資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・五
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の五・三
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の七

ニ　収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	一〇〇分の一

(2) 資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率に一・七を乗じて得た率を超える税率で課することができないこととした。

(3) 平成三一年一〇月一日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得割について、標準税率を以下のとおりとすることとした。

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・五
所得のうち年四〇〇万円を超え年一〇億円以下の金額	一〇〇分の四・九
所得のうち年一〇億円を超える金額	一〇〇分の五・七

(六) (五)(1)に伴い、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の事業税の税額控除の特例措置について、控除の上限を当期の事業税額の一〇〇分の二〇とする措置を講ずることとした。（附則第九条の二の二関係）

3

不動産取得税

(一) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合において、当該取得が平成三四年三月三一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

(二) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）